

平成29年
第24回嬉野市農業委員会
総会議事録

平成29年6月2日

嬉野市農業委員会

平成29年 第24回嬉野市農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	久間藤原 畑の嵩上げ	H29.06.02	了 承
報告第2号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	岩屋川内野仁田 農業用通路	H29.06.02	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～18	大草野南田 外41筆 賃借権・使用貸借権	H29.06.02	承 認
	嬉1～14	吉田岩ノ下 外24筆 賃借権・使用貸借権	H29.06.02	承 認
議案第2号		農地法第3条申請の許可について		
	1	下宿柳谷 売買	H29.06.02	許 可
	2	久間八幡籠 外12筆 贈与	H29.06.02	許 可
議案第3号		農地法第5条許可申請書の取消し願いの承認について		
	1	久間代木 資材置場 (佐賀県指令28農漁第5～4523号)	H29.06.02	承 認
議案第4号		農地法第5条申請の承認について		
	1	下宿 一般住宅	H29.06.02	承 認
	2	下宿 一般住宅	H29.06.02	承 認
	3	下宿五本松 外29筆 九州新幹線(西九州)、嬉野温泉駅高架橋他工事に伴う迂回路ほか	H29.06.02	承 認
	4	吉田無量寺 太陽光発電設備	H29.06.02	承 認
	5	下野小石原ノ上 太陽光発電設備	H29.06.02	承 認
	6	久間大道 外3筆 太陽光発電設備	H29.06.02	承 認
	7	久間代木 資材置場	H29.06.02	承 認

平成29年 第24回嬉野市農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 平成29年6月2日
 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
 3 開会日時 開会 平成29年6月2日 午後1時30分 議長 西田 昭義
 及び 宣告 閉会 平成29年6月2日 午後2時21分 議長 西田 昭義
 4 会議の公開の 非公開
 可否・理由 非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条
 第1項の規定による

- 5 出席及び欠席委員並びに職員 出席委員21名 欠席委員4名
 (農業委員)

席次	氏名	出欠	備考	席次	氏名	出欠	備考
会長	西田昭義	出	議長	13	田島昭英	出	
1	松元正行	出		14	大島栄吉	出	
2	水川靖廣	出		15	宮崎勇	出	
3	川原安幸	出		16	植松和幸	欠	
4	稲富 茂	出		17	一ノ瀬宏則	出	
5	白川久美子	出		18	馬場みどり	出	
6	富永敏文	出		19	池田藤巳	欠	
7	小森隆昭	出		20	井手寛紀	出	
8	瀧野厚由	出		21	前田安一	欠	議事録署名
9	川内利光	出		22	山崎 正	欠	
10	松尾 直	出	事前審査班長	23	山口智佐代	欠	議事録署名 憲章朗読
11	江口幸一郎	出		24	武藤 正	欠	
12	池田博幸	欠					

(職員等)

農業委員会事務局長	白石 伸之	農地利用集積推進委員	秋月 治馬
農業員会事務局主任	坂本 健二	農林課主任	納富 作男
農業員会事務局主事	岩津 鈴香		

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地等形状変更届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による申請の許可について

議案第3号 農地法第5条許可申請書の取消し願いの承認について

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について

7 会議の概要

局長 皆様、こんにちは。定刻になりました。

本日は、瀧野厚由委員、池田博幸委員、山崎正委員、武藤正委員の4名が欠席であります。出席委員は、21名です。定足数に達しておりますので、議長の開会宣告をお願いいたします。

議長

それでは、ただ今から、平成29年第24回の嬉野市農業委員会総会を開会いたします。本日の議題といたしますのが、報告2件、議案は4件で、審議事項は44件です。本日の議事録署名委員ですけれども、議席番号21番の前田安一委員、それから23番山口委員を指名します。どうぞ、よろしく申し上げます。

それでは、議案書の1ページをおねがいします。報告第1号、農地等形状変更届出について、事務局の説明をお願いします。

事務局

届出人は、中通の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間藤原、地目は畑、面積は、11,786㎡のうち4,550㎡です。理由といたしましては、畑の嵩下げをして利便性を高めたいということでありまして、周辺への影響はないものと思われ、問題ないと考えます。図面につきましては2ページと3ページを御覧ください、写真は1番になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。この件につきましては5月30日に、5班で事前審査を行っております。班長、報告をお願いいたします。

班長

5班の班長は、池田さんやっただですけれども、急用ができたということで、班長を交代しました。川内さん、水川さん、宮崎さん、事務局の二人の方で審査しました。11,786㎡のうち4,550㎡ですから、しれたもんです。周囲には迷惑はかからないと思います。よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、質疑を行ないます。御意見、御質問ございませんか。

2番

はい。補足になりますけど、本人にもですね。印を打つ時と現地審査の時に、かなり泥をいれとるわけですね。それで、下流地域の水田、道路、そういうものに、雨が降ったとき、流れないように対策をするようにということで、お願いをしております。以上です。

議 長 他に、皆さん方から、何かございませんか。よかですね。
委 員 (特になしの声)

議 長 他に無いようですね。ただ今の案件は、報告事案ですので、了承いただける皆さんの挙手をお願いいたします。
(挙手全員)

議 長 はい、全員了承でございます。

次に、議案書4ページをお願いいたします。報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、届出人は、大野原の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内野仁田、地目は畑、面積は38㎡です。用途目的は、農業用通路で、事由として、農地の利用の増進のために必要であることから、転用したいということであります。周辺への影響はないものと思われ、問題ないと考えます。農地法施行規則第29条第1号の規定により、農地を農業用施設として転用する場合には、特例として、自己の農地の保全又は利用上必要な施設に転用するときは、その転用面積に関係なく許可を要しないことと定められていますが、農業委員会に届出が必要であります。認識不足により、当該農地は、既に農業用通路として転用していますので、今回始末書付きでの届出になっております。図面につきましては5ページと6ページを御覧ください、写真は2番になります。以上です。

議 長 この件につきましても30日に、5班で事前審査を行っております。班長報告を、よろしくをお願いいたします。

班 長 はい、既にできあがっていたので、始末書付きですけど、北の方の川を除いてですね。あとはもう〇〇さんの敷地内ということですので、特別何もですね、心配はないと思います。それで、トラクターの入口がほしいということであったんですけど、かなり広くとってあるので、河川にはフレコンが積んであるけんですよ。そいが先々にどがんなつかないとは思ったけど、土石でですね、フレコンの入った、崩れはせんではなからうかな、トラクターぐらいではと思うて、帰って来ました。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、質疑を行ないたいと思います。何か、意見、質問ございませんか。よかですか。

委 員 (特になしの声)

議 長 はい、無いようですね。この件も、報告事案でございますので、了承いただける委員は、挙手をお願いいたします。
(挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。全員了承されました。

それでは、議案書の別添の表を見ていただきたいと思います。議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、議題といたしたいと思います。

先ず、別添の表1ページと2ページですけれども、利用権設定について、塩田町の分からお願いしたいと思いますけれども、整理番号が1番から18番でござ

います。農林課の方から、説明を求めます。

農林課

はい、別添の表、1ページと2ページに記載しておりますので、そちらの方を御覧ください。塩田町の分整理番号1番から18番まででございます。貸し手人は、南下の〇〇〇〇様、外16名。借り手人は、南下の〇〇〇〇様、外12名でございます。所在地は、大字大草野南田、外41筆 面積は合計43,486㎡、利用権は使用貸借権と賃借権で、期間は1年から10年間でございます。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま。以上、御提案申し上げます。

議 長

それでは、塩田町の分整理番号1番から18番までについて質疑を行ないたいと思います。何か、御質問、御意見はございませんか。よかですか。

5 番

〇〇さん、まあ若うあんしゃるですけれども、まあ、自作がこれだけですから、合すつぎ1町を超えるけん。大丈夫かなあ、ちょっと思うて。

議 長

農林課、説明をお願いします。

農林課

〇〇〇〇さんですね。担い手でですね。自分の家は6反いくらで、10何町近くですね。子どもさんも、後継者の方もいらっしゃいまして、一人いますけど、時々もう一人手伝いに来られているようで、大丈夫だと思います。

5 番

分かりました。

議 長

他なかですか。

委 員

(特になしの声)

議 長

はい、それでは、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から18番までは、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

全員、異議なしと認めます。塩田町の分整理番号1番から18番までについては、原案どおり承認することを決定いたしました。

続きまして、別表の3ページ・4ページをお願いします。よかですか。利用権設定について、嬉野町の分でございます。整理番号1番から14番までですが、整理番号6番につきましては、〇〇委員が借り手人となっている事案ですので、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条「議事参与の制限」の規定により、整理番号6番の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に、入室・着席ください。

〇〇委員、退席をお願いします。

(〇〇〇〇委員退席)

委員の皆さんにお諮りします。整理番号6番について、先に審議したいと思えます。御異議ありませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、整理番号6番を審議します。農林課の説明を求めます。

農林課

別添の表、3ページを御覧ください。嬉野町の分整理番号6番でございます。

貸し手人は、佐賀市の〇〇〇〇様、借り手人は、温泉3区〇〇〇〇様でございます。所在地は、大字下宿一本松、面積は1,580㎡、利用権は使用貸借権で、

期間は5年です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま。以上、御提案申し上げます。

議 長

それでは、嬉野町の分整理番号6番について質疑を行ないま。何か、質問、意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

はい、無いようです。6番の採決に入ります。嬉野町の分整理番号6番は、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたしま。 (挙手全員)

議 長

はい、全員異議なしと認めま。嬉野町の分整理番号6番については、原案どおり承認することに決定いたしま。

〇〇委員に、入室・着席するように、事務局伝えてください。

(〇〇〇〇委員入室・着席)

議 長

それでは、嬉野町の分整理番号1番から5番まで、それから7番から14番までの利用権設定について、農林課の説明を求めま。

農林課

3ページと4ページでござい。嬉野町の分整理番号1番から5番、それから7番から14番までの申請でござい。貸し手人は、温泉1区の〇〇〇〇様、外12名、借り手人は、両岩区の〇〇〇〇様、外9名でござい。所在地は、大字吉田岩ノ下、外23筆、面積は合計27,432㎡、利用権は賃借権と使用貸借権で、期間は2年から10年間です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま。以上、提案申し上げます。

議 長

それでは、嬉野町の分整理番号1番から5番、それから7番から14番までについて質疑を行ないま。何か、御意見、御質問はございませんか。

議 長

よかですか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

はい、無いようです。採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から5番、それから7番から14番までは、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたしま。

(挙手全員)

議 長

はい、全員、異議なしと認めま。嬉野町の分整理番号1番から5番、7番から14番までについては、原案どおり承認することに決定いたしま。

次に、議案書の7ページをおねがいしま。議案第2号、農地法第3条の規定による申請の許可について、議題といたしま。

整理番号1番について、事務局の説明をお願いしま。

事務局

整理番号1番でござい。譲渡人は、湯野田の〇〇〇〇様、譲受人は、大野原の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿柳谷、地目は畑、面積は312㎡でござい。権利の種類は、売買でござい。譲渡理由は、農業廃止。譲受理由は、経営規模の拡大ということであり。売買価格は、反当り160,000円

で、全体で50,000円でございます。以上、御提案申し上げます。

議 長

それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、御意見、御質問はございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

はい、よかですね。無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

はい、全員賛成でございます。整理番号1番については、原案どおり許可することに決定いたしました。次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、整理番号2番でございます。譲渡人は、中通の〇〇〇〇様、譲受人は、中通の〇〇〇〇様です。所在地につきましては、議案書8ページの別紙1を御覧ください。大字久間八幡籠、地目は田、その他に、田8筆と畑4筆の合計13筆面積は合計で8,426㎡でございます。権利の種類は贈与 生前一括贈与でございます。以上、御提案申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。何か、御意見、御質問はございませんか。はい、お願いします。

3 番

私の地区の人の生前一括贈与ですが、〇〇〇〇さんですね。貸し借りのあると思うのですが、そのへんは関係なかとですかね。

事務局

〇〇〇〇さんが別の人から、田んぼを借りとんさんことは、問題ないです。

3 番

そいも、できたら息子に変えてが良かなあと思うですね。

事務局

変えんばいかんという決まりはなかです。自分の名義の所有する農地は、全部譲らんぎいかんですけど、他人から借りてる分は、問題ないです。

3 番

はい、分かりました。

議 長

他にございませんか。

2 番

生前贈与の場合は、やっぱり税金掛かると。

事務局

贈与の場合は、税金がかかるんですけど、生前一括贈与という制度を使ったら、上限はあるんですけど、優遇措置がある。ただし、贈与を受ける側には、厳しい条件で、耕作の義務があります。貸し借りもできない、自ら耕作しないとイケないということです。この期間は、生前一括贈与制度による贈与ができなくなるお父さんの死亡時までになると思われます。

集推委

生前一括贈与を受けた者が、例えばケガとかで、耕作できなくなったら税金が掛かってきます。

議 長

よかですか、採決に入ってよかですか。原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。整理番号2番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案書の9ページをお願いします。次に、議案第3号でございます。農

地法第5条許可書の取消し願いの承認について、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 この案件につきましては、今期第21回総会において、議案第5号整理番号6番として審議の結果許可相当と決定され、知事に副申して、平成29年3月31日付け佐賀県指令28農漁第5～4523号で許可されたものであります。

内容は、次のとおりでした。貸付人は、西山の〇〇〇〇様、借受人は、西山の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間代木、地目は畑 面積は199㎡、用途目的は、資材置場 賃借料は、反当り25,126円、全体5,000円ということでしたが、今回の取消し願いの事由は、賃借権の設定から、所有権の移転に変更するためということであります。図面につきましては10ページと11ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、議案第3号について、質疑を行ないます。何か、御質問、御意見はございませんか。

6番 所有権の移転ということは、売買ですか。

事務局 借りようと思っていたが、買って所有しようということでの売買です。

6番 売買価格は。

事務局 この議題の取消しの願いが承認されたら、5条で審議させていただきます。

議長 他にございませんか。よかですか。

委員 (なしの声)

議長 はい、採決に入りたいと思います。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。異議なしと認めます。議案第3号は、原案どおり許可相当と県に副申することと決定いたしました。

次に、議案書の12ページ・13ページをお願いいたします。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、議題といたします。

整理番号1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 整理番号1番でございます。貸付人は、温泉3区の〇〇〇〇様、借受人は、温泉3区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿第七区画整理、地目は畑、面積は416㎡でございます。用途目的は、一般住宅、事由は、現在両親と同居しているが家族が増え手狭になったため住宅を新築したいということであります。東は道路、西は宅地、南は道路、北は畑、宅地です。農地区分については、第3種農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域であります。転用目的は問題ないと考えます。賃借料は、ございません。

図面につきましては16ページと17ページを御覧ください、写真は3番になります。以上、御提案申し上げます。

議長 この件につきましては、30日の日に、地区担当委員と事務局で事前審査を行っております。地区担当委員、報告をお願いします。

地区担 はい、事務局から説明がありましたとおり、都市計画に基づいた用途区域であ

ります。下水等も、きちんとしてあり、問題ありません。

議 長

それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、御意見、御質問はございませんか。よかですね。

委 員

(異議なしの声)

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。

原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。
(挙手全員)

議 長

はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。整理番号1番について、原案どおり許可相当と県に副申することと決定いたしました。

それでは、次に整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番でございます。譲渡人は、鳥栖市の〇〇〇〇様、譲受人は東京都の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿第七区画整理、地目は畑、面積は283㎡でございます。用途目的は、一般住宅、事由は、両親の老後の生活のために、医療センターやスーパーなどが付近にある申請地に住宅を新築したいということとであります。東は宅地、西は宅地、南は畑、北は道路です。農地区分については、第3種農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域であります。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。売買価格は、反当り31,802,120円で、全体で9,000,000円でございます。図面につきましては18ページと19ページを御覧ください、写真は4番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長

この件につきましても、30日の日に、地区担当委員と事務局で事前審査を行っております。地区担当委員、報告をお願いします。

地区担

先ほどの整理番号1番と同様で、問題ありません。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。何か、御意見、御質問はございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

よかですね。はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長

はい、全員。異議なしと認めます。整理番号2番については、原案どおり許可相当と県に副申することを決定いたしました。

それでは、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、整理番号3番でございます。

先ずは、議案書14ページと15ページを御覧ください。貸付人は、今寺の〇〇〇様、外16名、所在地は、大字下宿五本松、地目は田、その他に田21筆と畑8筆の合計30筆、面積は合計13,734㎡、うち転用面積は10,498㎡でございます。借受人は 若築・安部日鋼・有田九州新幹線、嬉野温泉駅高架橋他特定建設工事共同企業体様です。用途目的は、九州新幹線、嬉野温泉駅高架

橋他工事に伴う迂回路ほかで、事由は、九州新幹線工事の高架橋施工のために、道路を通行止めにした際の迂回路ほかが必要となるため、一時転用したいということでもあります。東は田、宅地、西は田、宅地、南は河川、宅地、北は道路、宅地です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。賃借料は、年当たり200,000円でございます。図面につきましては、20ページと21ページを御覧ください。以上、御提案申し上げます。

議 長 この件につきまして、地区担当委員から何か御意見はありませんか。

地区担 特別、ありません。今までの、現状の継続ということでもあります。

議 長 それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。何か、御意見、御質問はございませんか。

委 員 (なしの声)

議 長 よかですね、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員の、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。全員、異議なしと認めます。整理番号3番については、原案どおり許可相当として県に副申することと決定いたしました。

では、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、整理番号4番でございます。貸付人は、東吉田の〇〇〇〇様、借受人は武雄市の株式会社山茂電機様です。所在地は、大字吉田無量寺、地目は畑、面積は2,344㎡でございます。用途目的は、太陽光発電設備。事由は、申請地は現在休耕地であり、高齢化や後継者不足から、今後も農地の管理等が困難であるため転用したいということでもあります。東は山林、西は道路、南は道路、北は山林です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。賃借料は、反当たり23,890円で、年全体で56,000円でございます。図面につきましては22ページと23ページを御覧ください、写真は6番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長 では、この件につきましては、5班の事前審査の対象となっております。班長、よろしく申し上げます。

班 長 結構、山奥でした。現在、休耕地になっておりますけれども、きれいに整理をされておる所で、もったいないなあというような感じでした。そして、周辺も東と北の山林はですね。茶畑ば作っとじゃなかりうかなあ思っ、山ん中に入って行きました。そういう所でしたので、特に支障はないと思ひます。そして2反3畝のうちの49Wぐらいですから、あまり、ちょこっとしたような設備になるのではという感じでした。以上です。よおしく、願ひします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。何か、御意見、御質問はございませんか。はい、お願いします。

3 番 現地ですね。防霜ファンがついてていましたので、補助事業で設置されたんじゃないかということで、内容を調べてくださいということをおっしゃったので、分かっておれば、お願いします。

事務局 調べたところ、補助事業は入ってはいるんですけど、もう何年も前の事で、それを撤去する分には、問題ないという回答を得ております。東吉田の組合でつけられている物ってことでお伺いをしてるんですけども、そちらの方の組合にも承諾を得られてますので、問題ないと思います。

3 番 はい、分かりました。

議 長 他にございませんか。よかですか。

委 員 (なしの声)

議 長 はい、それでは、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。異議なしと認めます。整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することを決定いたしました。

次に、整理番号5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、整理番号5番でございます。貸付人は、式浪の〇〇〇〇様、借受人は、武雄市の株式会社山茂電機様です。所在地は、大字下野小石原ノ上、地目は畑、面積は1,696㎡でございます。用途目的は、太陽光発電設備。事由は、申請地は現在休耕地であり、高齢化や後継者不足から、今後も農地の管理等が困難であるため転用したいということでもあります。東は道路、西は道路、墓地、南は墓地、畑、水路、北は道路です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。賃借料は、反当り33,018円で、年全体で56,000円でございます。図面につきましては24ページと25ページを御覧ください、写真は7番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。では、この件につきましても、5班による事前審査の対象になっておりますので、班長の報告をお願いします。

班 長 周囲は、茶畑ですけど、ほとんど作られておりません。最近になってですね。前に、あと2件ありました。今度で3件目、まだ後2件あるそうで、ソーラーが設置されるんじゃないかならうかと思っております。以上です。よろしく、お願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、整理番号5番について、質疑を行ないます。何か、御意見、御質問はございませんか。よかですね。

委 員 (特になしの声)

議 長 はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに

異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

はい、ありがとうございました。全員、異議なしと認めます。整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することと決定いたしました。

では、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号6番でございます。譲渡人は、福岡市の〇〇〇〇様、譲受人は、千葉県我孫子町の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間大道、外3筆、地目は4筆とも田、面積の合計は2,869㎡でございます。用途目的は、太陽光発電設備。事由としては、現在譲渡人は遠方に住んでおり、今後土地自体の管理などが困難になるため所有権を移し転用したいということでもあります。東は道路、西は道路、水路、南は道路、田、北は田、道路です。農地区分に応じた許可基準は、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。売買価格は、反当り1,045,661円で、全体で3,000,000円でございます。図面につきましては26ページと27ページを御覧ください、写真は8番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。5班による事前審査を行っておりますので、班長、よろしく申し上げます。

班 長

道路に囲まれた上下2枚の田んぼですけれども、今現在、畑になしとって、茄子とかきゅうりとかをですね。きれいに植えられて、これを壊すのはもったいないなあっていう感じで見て来ました。水路に囲まれていて、隣にも許可を取っているということですので、何も支障ないものと思いますので、よろしく、申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、整理番号6番について、質疑を行ないます。何か、御意見、御質問はございませんか。よかですか。

委 員

(特になしの声)

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員の、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

はい、ありがとうございました。異議なしと認めます。整理番号6番については、原案どおり許可相当と、県に副申することと決定いたしました。

次に、整理番号7番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

整理番号7番でございます。先ほど、取消し願いで、賃借権の設定であった分です。譲渡人は、西山の〇〇〇〇様、譲受人は、西山の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間代木、地目は畑、面積は199㎡でございます。用途目的は、資材置場。事由は、申請地は休耕地であり、現在資材置場として借りている土地を返還しなければならなくなり資材置場が不足するため転用したいということでもあります。東は道路、西は田、宅地、南は畑、北は雑種地です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となって

いない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。売買価格は、反当り301,508円で、全体で60,000円でございます。この案件は、議案第3号の関連の申請であります。当初の申請は、始末書付きでの申請案件でありました。以上、御提案申し上げます。

議 長

はい。それでは、整理番号7番について、質疑を行ないます。何か、御意見、御質問はございませんか。よかですか。はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いしたいと思います。

(挙手全員)

議 長

はい、全員、異議なしと認めます。整理番号7番については、原案どおり許可相当と、県に副申することと決定いたしました。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思いますけれども、委員の皆さん、何かありませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

よかですか。それでは、会議を閉じます。

平成29年 第24回嬉野市農業委員会総会を閉会します。

(午後2時25分 閉会)